

安城市昇降機運行管理規程

この規程は、昇降機の適切な維持管理に関して必要な事項を次に定め、昇降機の安全を確保することを目的とする。

1 日常の運行管理（管理組織と運営）に関する事項

（1）日常の運行管理は、次に定めるところによる。

ア 運行管理者及び通報責任者は、施設管理部署より原則として施設に勤務する者から選任する。

イ 昇降機の非常事態に対する対応体制を明確にする。

（ア）様式1に準じて関連機関等の連絡先一覧表を作成する。

（イ）作成した連絡先一覧表は、施設事務所等に掲示する。運行管理者が施設事務所に常駐しない場合は、常駐先にも常備する。

ウ 関係図書（確認申請副本等）を整備、保管する。

（ア）確認申請副本及び検査済証を施設に常備保管する。

（イ）取扱い説明書等を施設に常備保管する。

（2）日常管理は、次に定めるところによる。

ア 利用方法、取扱方法が正常か確認する。

イ 異常個所は、直ちに修理を行う。

ウ 機械室の戸の鍵、乗り場戸の解錠キー、運転キー等の保管場所、保管責任者を明確にしておく。

エ 機械室への関係者以外の入室禁止及び機械室内、出入口付近に物品を置かないこと等の注意銘板を掲示する。

オ 利用者に対する安全広報活動に心掛ける。

（3）非常の場合に対する管理等は、次に定めるところによる。

ア 運行管理者は非常時に応急処置が円滑にできるよう、必要知識を熟知すること。

イ 必要な応急用具は、その所在を明らかにしておく。

ウ 非常連絡装置の電話、インターホン等は、常に完全な状態に維持する。

エ 停電灯装置を常に完全な状態に維持する。

（4）保守会社との連絡、協調

建築関係工事、重量物運搬、長尺物運搬その他必要と認めたときは、保守会社と連絡をとる。

（5）日常の点検は次に定めるところによる。

ア 日常の点検は、1日1回稼動する前に試乗し、次の項目を点検する。特にバリアフリー関係設備は確実に点検すること。ただし、これが無理な場合は、項目別に時間差を考慮し、随時点検する。

イ 日常点検時および昇降機利用時に機器等に摩損、作動不良等を発見したときは、直ちに保守会社に連絡し整備を依頼する。この場合、点検記録表に明記する。

ウ 日常の点検項目及び内容

（ア）戸関係

- a 戸の開閉は、円滑で異常音、振動はないか。
- b 開閉速度は正常か。
- c かご戸の先端についている戸閉め安全装置は正常に作動するか。
- d 各階の乗場敷居溝及びかご敷居溝にゴミ、異物が入っていないか。

（イ）意匠関係

- a 三方枠、乗場戸、かご戸に損傷はないか。
- b かご室側板、天井、操作盤と押し釦、換気扇等に損傷はないか。
- c かご床に汚れ、剥離等はないか。

（ウ）照明関係

かご内照明灯や停電灯に球切れはないか。

（エ）掲示、注意銘板関係

- a 定員、積載荷重および各種注意銘板等が貼付されているか。また、汚損はないか。
- b 定期検査報告済証が掲示されているか。

（オ）起動・停止関係

- a 異常音、振動はないか。
- b 着床時のショック及びかごと乗場のレベルに大きな段差はないか。

（カ）運行関係

- a 異常音、振動はないか。

（キ）押し釦、表示灯関係

- a 押し釦、表示灯のカバーの汚れや損傷はないか。
- b 押し釦は確実に作動するか。
- c 表示等の球切れはないか。

(ク) その他清掃関係

かご室側壁、押釦カバー、天蓋、照明器具、換気扇、戸の敷居溝、床タイル及びかご戸、乗り場戸、三方枠の清掃を励行しているか。

2 運行管理日誌の作成及び保存に関する事項

- (1) 運行管理日誌（業務日誌）及び点検記録表を作成し、3年以上保存する。
- (2) 運行管理日誌（業務日誌）の書式は様式2とし、運行管理者が作成する。
- (3) 保守会社が作成した点検記録表等は、運行管理者が報告を確認する。書式は保守会社の書式を使用する。

3 定期点検・整備及び修理に関する事項

- (1) 点検は、保守点検業務委託を締結し保守会社に実施させるものとする。
- (2) 定期点検の項目は、昇降機保守点検業務仕様書および保守会社から提出された点検項目表等による。
- (3) 整備及び修理については専門技術者に次の事項に心掛けて実施させる。
 - ア 各機器の点検に当たってはその機能を低下させることなく慎重に扱い、破損、損傷など与えないこと。
 - イ 修理等の必要が生じたときは、直ちに運行管理者に連絡、協議をさせその指示に従わせる。
 - ウ 整備作業を終了したときは再点検し、運転に支障のないことを確認させる。
 - エ 点検、整備、修理等の記録を保存させる。

4 定期検査に関する事項（法定の定期検査）

- (1) 法定による定期検査は、次に定める。
 - ア 建築基準法第12条第3項の規定による定期検査は、国土交通大臣が認定した昇降機検査資格者により年1回必ず受検する。（保守点検業務に含み契約する。）
 - イ 検査結果の報告は施設管理者が特定行政庁（県）へ提出する。
 - ウ 定期検査報告済証が交付されたときは、直ちにこれをかご内等に掲示する。
 - エ その他必要事項は、保守会社と連絡、調整する。

5 事故・故障発生時の措置及び報告に関する事項

- (1) 事故（人身事故等）が発生したとき運行管理者は、直ちに施設管理者に報告するとともに、適切な措置を講ずる。
- (2) 故障（かん詰故障）が生じたとき関係者は、直ちに運行管理者に報告するとともに速やかに保守会社に連絡する等適切な措置を講ずる。

6 教育・安全に関する事項

- (1) 運行管理に必要な内容について、保守会社から運行管理者に対し行われる教育を受けること。
- (2) 施設管理者は、標識の掲示、アナウンス等により昇降機の利用者に対してその安全な利用を促すこと。

平成21年2月策定

平成26年3月改正

平成31年1月改正

関連機関等の連絡先一覧表

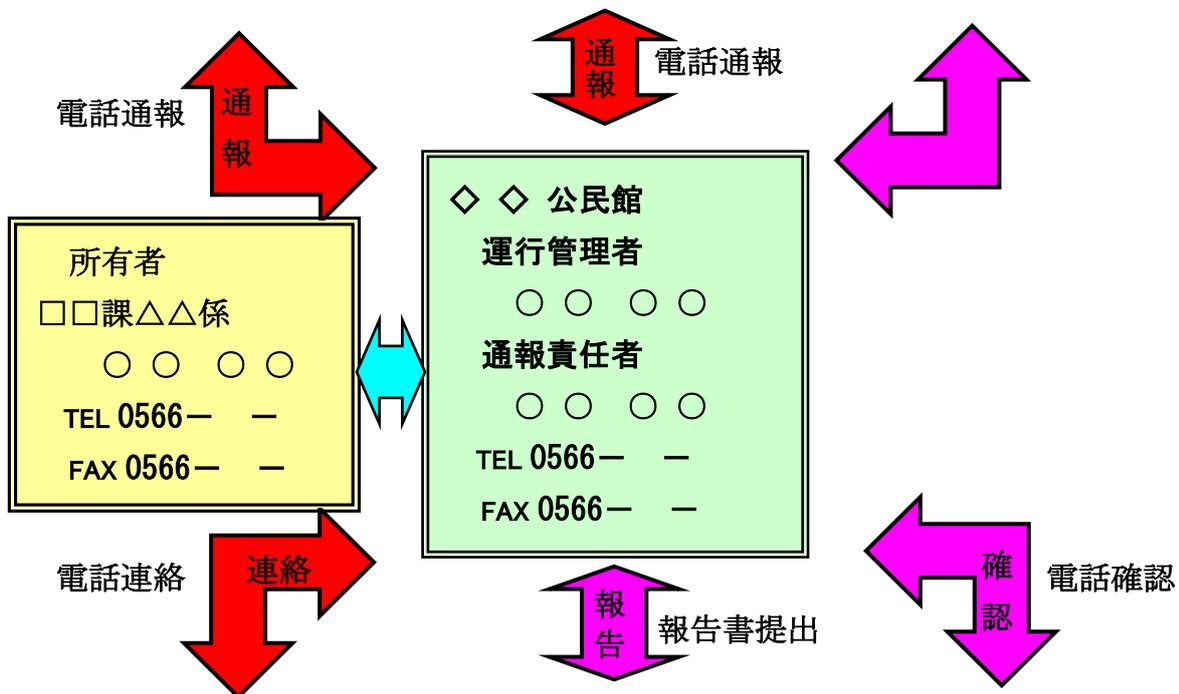
人身事故等の連絡

《 警察 》
 安城警察署
 地域課
 TEL 0566-76-0110
 FAX 0566-76-0010

火災・人身事故等の連絡

《 消防 》
 安城消防署
 TEL 0566-75-0119
 FAX 0566-77-6055

《 病院 》
 TEL 0566- --
 FAX 0566- --



故障・事故等の連絡

《 保守会社 》
 ○○○○株式会社
 担当者
 ○ ○ ○ ○
 TEL 0 -- --
 FAX 0 -- --
 夜間・緊急時
 TEL 0 -- --

事故等の連絡

《 特定行政庁 》
 愛知県
 建築部 建築指導課
 建築物安全安心グループ
 TEL 052-954-6587
 FAX 052-951-0840

停電時間等の確認

《 電力会社 》
 中部電力
 刈谷営業所
 TEL0120-985-620
 (全日)

運転管理日誌

EV	号機	平成	年	月	日（	曜日）
----	----	----	---	---	----	-----

項目	点検内容	状態
戸	①開閉は円滑で異常音、振動はないか。	
	②開閉速度は正常か。	
	③戸閉め安全装置は正常に作動するか。	
	④乗場敷居溝及びかご敷居溝にゴミ、異物が入っていないか。	
意匠	①三方枠、乗場戸、かご戸に損傷はないか。	
	②かご室側板、戸、天井等に汚れ、損傷はないか。	
	③かご床に汚れ、剥離等はないか。	
照明	①かご内照明灯や停電灯に球切れはないか。	
掲示、注意銘板	①定員、積載荷重および各種注意銘板等が貼付されているか。汚損はないか。	
	②定期検査報告済証が掲示されているか。汚損はないか。	
起動・停止	①加速、減速に異常がないか。着床時のショックはないか。	
	②異常音、振動はないか。	
	③乗場のレベルに大きな段差はないか。	
押し釦、表示等	①押し釦、表示灯のカバーの汚れや損傷はないか。	
	②押し釦は確実に作動するか。	
	③表示等の球切れはないか。	
連絡装置	①ブザー、ベル等は正常に作動するか。	
	②インターホンは正常に通話できるか。	
清掃	①かご内の清掃状態は良好か。	
	②各階の乗場の清掃状態は良好か。	
その他		

特記事項	備考		
			点検者

運転管理日誌

ES	号機	平成	年	月	日（	曜日）
----	----	----	---	---	----	-----

項目	点検内容	状態
本体	①踏段、くしに紙くず、小石、ガムなどが詰まっていないか。	
	②踏段に損傷はないか。	
	③スカートガードの滑り剤の塗布状態は問題ないか。	
	④内側板のビスが無くなっていないか。飛び出していないか。	
	⑤内側板、スカートガード等に損傷はないか。	
	⑥移動手すりに異常な膨らみや汚れがないか。	
	⑦移動手すりに損傷はないか。	
照明	①内照明灯や停電灯に球切れはないか。（設置がある場合のみ）	
掲示、注意銘板	①各種注意銘板等が貼付されているか。汚損はないか。	
	②定期検査報告済証が掲示されているか。汚損はないか。	
	③安全設備（三角部ガード板等）に汚損はないか。	
運転	①異常音、振動はないか。	
	②異常な動きをしていないか。	
押し釦、表示等	①非常停止ボタンが正常な状態になっているか。	
	②非常停止ボタンは正常に作動するか。	
	③非常停止ボタンがいつでも操作できる状態となっているか。	
連絡装置	①ブザー、ベル等は正常に作動するか。	
清掃	①踏段、ランディングプレート、ゴムプレート、デッキボード、移動手すり、内側板、スカートガード等の清掃状態は良好か。	
	②各階の乗場の清掃状態は良好か。	
その他	①歩行乗車されていないか。	

特記事項	備考		
			点検者

運転管理日誌

DW	号機	平成	年	月	日（	曜日）
----	----	----	---	---	----	-----

項目	点検内容	状態
戸	①開閉は円滑で異常音、振動はないか。	
	②出し入れ口の戸を開閉して、開いているときに「使用中」灯が、閉じた時に「戸締確認」灯が点灯しているか。	
意匠	①三方枠、乗場戸、かご戸に損傷はないか。	
	②かご室側板、戸、天井等に汚れ、損傷はないか。	
	③かご床に汚れ、剥離等はないか。	
掲示、注意銘板	①「使用上の注意」等のステッカーが出し入れ口の戸に取り付けられているか。	
	②定期検査報告済証が掲示されているか。汚損はないか。	
起動・停止	①起動・停止動作はスムーズか。	
	②異常音、振動はないか。	
	③戸が閉まってから、かごが動いているか	
押し釦、表示等	①押し釦、表示灯のカバーの汚れや損傷がなく押した後の戻りも正常か。	
	②押し釦は確実に作動するか。	
	③表示灯の球切れはないか。	
連絡装置	①ブザー、ベル等は正常に作動するか。	
	②インターホンは正常に通話できるか。	
清掃	①かご内の清掃状態は良好か。	
その他		

特記事項	備考		
			点検者